

仕様書

委託者の札幌市と受託者との間で締結する「区介護認定審査会の審査資料作成システム用ソフトウェア等保守管理業務」の仕様について、次のとおり定める。

1 業務名

区介護認定審査会の審査資料作成システム用ソフトウェア等保守管理業務

2 業務目的

委託者が設置したパソコン及び富士ゼロックス製複合機と接続したパソコンにインストールされた介護認定審査会で使用する印刷物に対応したマスキング用ソフトウェアについて、常に正常な状態で稼働し得るように保守管理等を行い、委託者の業務に支障を来たさないようにすることを目的とする。

3 業務履行期間

自) 令和6年10月1日

至) 令和7年3月31日

4 業務履行箇所（設置場所）

各区役所保健福祉課（中央区一式、北区一式、東区一式、白石区一式、厚別区一式、豊平区一式、清田区一式、南区一式、西区一式、手稲区一式）

対象物件および設置場所

対象ソフトウェア及び物件	業務場所（所在地・事業所名・部課名）
・マスキングソフトウェア ・Docuworks（介護認定支援用） ・介護認定審査会資料作成用PC	札幌市中央区大通西2丁目 札幌市中央区役所 保健福祉課
・マスキングソフトウェア ・Docuworks（介護認定支援用） ・介護認定審査会資料作成用PC	札幌市北区北24条西6丁目 札幌市北区役所 保健福祉課
・マスキングソフトウェア ・Docuworks（介護認定支援用） ・介護認定審査会資料作成用PC	札幌市東区北11条東7丁目 札幌市東区役所 保健福祉課
・マスキングソフトウェア ・Docuworks（介護認定支援用） ・介護認定審査会資料作成用PC	札幌市白石区南郷通1丁目南 札幌市白石区役所 保健福祉課

・マスキングソフトウェア ・Docuworks（介護認定支援用） ・介護認定審査会資料作成用 PC	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 札幌市厚別区役所 保健福祉課
・マスキングソフトウェア ・Docuworks（介護認定支援用） ・介護認定審査会資料作成用 PC	札幌市豊平区平岸6条10丁目 札幌市豊平区役所 保健福祉課
・マスキングソフトウェア ・Docuworks（介護認定支援用） ・介護認定審査会資料作成用 PC	札幌市清田区平岡1条1丁目 札幌市清田区役所 保健福祉課
・マスキングソフトウェア ・Docuworks（介護認定支援用） ・介護認定審査会資料作成用 PC	札幌市南区真駒内幸町2丁目 札幌市南区役所 保健福祉課
・マスキングソフトウェア ・Docuworks（介護認定支援用） ・介護認定審査会資料作成用 PC	札幌市西区琴似2条7丁目 札幌市西区役所 保健福祉課
・マスキングソフトウェア ・Docuworks（介護認定支援用） ・介護認定審査会資料作成用 PC	札幌市手稲区前田1条11丁目 札幌市手稲区役所 保健福祉課

5 対象物品

- (1) HP ProOne 600 G5 All-in-One/CT MS
- (2) 富士ゼロックス DocuWorks9 マスキングソフトウェア

6 業務内容

業務内容は、前記5に挙げたパソコンおよび富士ゼロックス製複合機と接続したパソコンにインストールされた介護認定審査会で使用する印刷物に対応したマスキング用ソフトウェアに係る保守管理等を実施することとする。

ただし、業務着手および業務実施方法等については、担当者と協議し、承諾を得ること。

また、業務実施中も常時担当者と連絡を密にし、疑義が生じた時はその都度、担当者の確認を得ること。

対象物件および保守内容

対象ソフトウェア及び物件	保守内容
・マスキングソフトウェア ・Docuworks（介護認定支援用） ・介護認定審査会資料作成用 PC	・マスキングプログラムにおける操作及びトラブルに関する問い合わせサポート ・マスキングプログラムに関する不具合対応 ・介護審査用PCの障害切り分けサービス ・介護審査用作成ソフトウェアの障害切り分けサービス ・DocuWorks再セットアップ（インストール）サービス ・WindowsOSの再セットアップ（インストール）サービス

(1) パソコン端末機器の保守・管理業務

- ア 受託者は、当該機器を常時正常な状態で使用できるように、委託者の要請により技術員を設置場所に派遣して点検、障害の切り分け作業を行わなければならない。
- イ 受託者は、機器の不具合が発生した場合は、ソフトウェアの再インストール作業や機器メーカーへの修理依頼など委託者の業務に支障を来たさないように迅速に対応すること。
- ウ 委託者が定めるセキュリティーポリシーを遵守し、当該機にインストールされているウイルスソフトの更新プログラムを定期的にインストールすること。

(2) マスキング用ソフトウェアの保守・管理業務

- ア 受託者は、当該ソフトウェアを常時正常な状態で使用できるように、委託者の要請により技術員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。
- イ 受託者は、当該ソフトウェアにプログラム上の不具合が発見された場合、委託者と協議の上で、プログラムの改修を行うこと。尚、ソフトウェアの改善、機能変更については、委託者と協議の上で対応する。

(3) 操作方法の指導

受託者は、委託者の要請により、電話または電子メールでの問い合わせ対応に応じ、当該設置場所の担当者へ適切な操作方法を指導すること。

(4) その他

- ア 委託者の要請により、パソコン端末機器の設置場所を変更する場合は、受託者が実施する。
- イ 受託者の作業実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者受託者協議の上でこれを行うものとする。
また、消耗品等の運搬、搬入、搬出及び廃棄等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正に作業を実施すること。
- ウ 受託者の作業実施は、全作業時間中に委託者が立ち会うこととする。

7 その他

その他この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と受託者が協議の上、これを定めるものとする。